

令和6年9月泉南市農業委員会定例会

令和6年9月9日 午後1時30分
あいびあ泉南 3階 研修室

・出席委員

(農業委員)

山下 博	岩本 和夫	奥田 清
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	森谷 豊	南 直樹
上野 寛治	立道 智恵	湊 聡美

(推進委員)

松本 一美	宮下 明	向井 彰一
戎野 繁	太佐 博	

・欠席委員

(農業委員) 池上 安夫

(推進委員) 西浦 賢二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和6年9月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日は事務局長が他の公務の為、欠席となります。本日の委員の出席の状況ですが、池上委員より欠席の届出が出ております。立道委員につきましては若干遅れるとの連絡がございました。出席委員については現在13名中11名で過半数以上出席しておりますので、当会議は成立いたします。なお、推進委員については、本日の出席は5名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 農繁期に入り大変お忙し中、また残暑が事の外きびしい中、泉南市農業委員会9月定例会にご出席いただきありがとうございます。

先月も地域計画の各地区の座談会が開催されております。〇〇地区、〇〇・〇〇地区につきましては2回目です。〇〇地区でも開催されました。各地区の委員さんにおかれましては、ご参加いただきありがとう

会 長 ございました。今後、来年の3月末をメドに最終的な地図作りにむけ、
担い手をどうするのかを詰めていきたいと思っております。また、その
座談会の様子が、お手元の9月大阪農業時報に〇〇地区の写真と共に掲
載されておりますので、ご確認ください。

また、本日は協議会で1年に1回の農地パトロールについて事務局よ
りご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日は議案が3件、報告案件が1件でございます。どうか最後
まで慎重審議のほどよろしくお願い致します。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名
委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、5番 杉野委員、
7番 伊藤委員をお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和6年議案第24号「農地法第3条の規定による許可申
請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和6年議案第24号1件について朗読する。議案第24号につつま
して、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただ
きます。〇〇委員よろしくをお願いいたします。

〇〇委員 9月6日に事務局の方と現地確認に行ってきました。建設予定の〇〇
の代替え地として購入するものです。①番②番は同所有者ですが、かつ
てはそれぞれに小作人がおりましたが現在は解除されております。①番
は自家野菜を作っておりました。②番は青ネギの後で少し草が茂って
おりました。代替え地という事ですので、新しい小屋も建てて
おります。譲受人の農地が奥にありまして、あぜ道しかなく当該地を
購入することで一続きとなり便利になると思います。

- 事務局 ありがとうございます。議案第24号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。
- 譲受人は47歳の兼業農家で、元々〇〇丁目〇〇～〇〇までの4筆、合計面積1,684㎡の農地を所有し耕作されていたのですが、ご存知のように現在計画されております〇〇用地として売却する事となりましたので、代わりとなる農地2筆、合計面積813㎡を購入する事となりました。数年前から①番の農地は遊休農地でしたので、来年は水田として復活する事を期待しています。以上です。
- 会長 ありがとうございます。
- それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区担当委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会長 譲受人の農地の元々の面積は1,684㎡ですが、813㎡ですと半分ですね。もっと借りる予定はないのですか。
- 事務局 もう手一杯のようです。
- 会長 前の農地はちゃんと作っていたのですか。
- 事務局 はい。米を作っておりました。
- 会長 開発により代替え地を購入する方はこの方だけですか。
- 事務局 はい。現在のところは。
- 会長 この案件に関しては特に問題ないかと思えます。予定では〇〇地区における地区計画により10ha程の農地が減るという事になります。
- 会長 よろしいですか。それでは質疑がないようですので、議案第24号は原案どおり承認してご異議ございませんか。
- 異議なし
- 会長 それではお諮りいたします。議案第24号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして、令和6年議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和6年議案第25号2件について朗読する。議案第25号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 報告させていただきます。当該農地はずっと二毛作で作付けされておりましたが、ここ4年ほどは作付けされておられません。草が生えており農業委員の指導により3年前からは作付けはしておられません、草の管理はされておりました。道に面している為、景観からヒマワリを栽培しておりました。特に問題ないかと思ひます。

事 務 局 ありがとうございます。No. 2につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 報告させていただきます。既存のハウスはありますが、鶏を飼育するという事ですので、網をしたり、天井を張ったりしないといけないので忙しいかと思ひますが、問題はないかと思ひます。

事 務 局 ありがとうございます。議案第25号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、譲受人が賃借している隣接のコンテナハウス展示販売所の所長より来客が徐々に増えはじめ、展示品置場兼駐車場が手狭となり、対応策の相談があったため、隣の申請地を譲り受け、コンテナハウス展示販売所の来客者及び搬出入車専用駐車場兼資材置場として整備を行うものです。

利用計画については、駐車台数は、10トン大型トラック1台、普通乗用車10台を予定しております。また、40フィートのコンテナハウス24.8㎡(13.4畳分)4台分を確保しており、地面の仕上げにつきましては、砕石仕上げです。なお、配水につきましては〇〇において、

事務局 協議済みで同意も頂いており、併せて大阪府建築指導室より開発許可不要証明書も提出されております。

No. 2につきましては、被設定人は、37歳の市内の飲食業個人事業主であり、申請地に所存する896㎡の3連ビニールハウスを賃借し、採卵鶏舎として整備し、養鶏場を経営するものです。飼育方法につきましては平飼い、飼養羽数につきましては最大2,000羽を予定しています。なお、養鶏場の開業、開設にあたっては近隣住民の同意をいただいております。また、大阪府動物愛護畜産課に畜舎建築利用計画の認定を申請し、現在ご指導を仰いでいるところです。以上です。

会長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

事務局 No. 1のコンテナハウスのとはどういったものかといいますと、完成した鉄骨の10畳程の置くだけで設置できるハウスです。すでに全国区でやっているようで、関東の方ではよく売れているという事です。インターネットでも販売しております。展示品を見に来るお客さんも多いようです。

会長 地区農業委員さん、お客さんは来ているようですか。

〇〇委員 作業員の方はよく出入りしているのを見かけますし、営業はしている様子です。現在の販売所の場所も元々は2筆でしたので、事業拡大していつているようです。

会長 事業を拡大しているという事ですね。コンテナハウスの販売をされている方は〇〇地区の方で地元の方なのでちゃんとやってくれるとは思いますが。駐車場としては広すぎないですか。

事務局 駐車場だけでなく、いずれ展示品を4台程おけるスペースの確保と、コンテナハウス資材の搬出入用の大型トラックの駐車スペースを確保する為には必要だそうです。

〇〇委員 賃貸ですか。

事務局 はい。譲受人は不動産業ですので、譲受人である地主とコンテナハウス

会 長 の販売所とは賃貸借です。となりの現在の販売所も譲受人が貸しております。

現在、大阪府農業会議は農地の転用に対してとても厳しくなっておりますので、審議の際には事細かに質問されます。納得できない時には現場を確認に来る場合もあります。ですので、きちんと事前に確認しておかなければ、許可がおりない場合もありますので、色々と質問させてもらいました。また、こういった転用がある場合は、事前に相談していただければと思いますのでよろしくお願いたします。

会 長 続いてNo. 2についてですが、鶏舎の臭いは大丈夫ですか。

事 務 局 平飼いといひまして、日本の鶏舎では9割がケージ飼いで、1割が平飼いです。平飼いはストレスが溜まらず、鶏にとっても良いので臭いもせず良い卵が出来るそうです。手間はかかるようですが、37歳で意欲もあり、頑張ってもらいたいと思います。

〇〇委員 以前に牛を飼っていて糞尿を流していたという問題が何回かあったかと思いますが、鶏は大丈夫ですか。

会 長 排水はどうなっているんですか。雨が降って糞尿は流れないですか。

事 務 局 〇〇委員さんは以前に養鶏場をされていてよくご存じかと思いますが、糞等は集めて処理するんですよね。

〇〇委員 私は平飼いでないのでわかりませんが、恐らくそうじゃないですか。

会 長 屋根はつかないのでしょ？

事 務 局 いえ、屋根もつきます。

会 長 では雨は入らないですね。

〇〇委員 屋根にはこれからビニールをはらないといけないんじゃないですか。パイプハウスではないので頑丈だとは思いますが。

〇〇委員 付近には住宅はないかと思ひます。

〇〇委員 周辺に2軒ほどは住宅があるのですが、そちらには同意を得ています。

〇〇委員 同意書が必要じゃないですか。

事務局 地主(設定人)から同意を得ていると聞いています。地主のほうの方が親しいので。同意書もいただいています。

〇〇委員 せっかく始めるのに、やり始めてから苦情がきては可哀そうですから。まだ若くこれからやっつけようという意欲があるのだから、成功してもらいたいですし、最初からきちんと指導しておいてあげた方が良いでしょう。

事務局 そういった衛生面に関しては許可を得る為に、きちんと大阪府動物愛護畜産課より指導いただいています。

〇〇委員 養鶏に関しては畜産課で、農業委員会とは別ですよ。環境に関しては厳しいはずですからきちんと指導を受けていると思いますけどね。

会長 農業委員会としては、鶏舎に転用したいという事に関して特に問題はないですよ。若い人を応援したいという気持ちですね。

事務局 要は鶏舎をしたいとなったら担当は総合的に大阪府動物愛護畜産課です。その中で転用に関しては農業委員会の許可、環境に関してはどこの許可というふうにそれぞれに担当があります。ですので、農業委員会としては農地の転用に関して許可するのかという事です。

事務局 当該地は農用地ですので、農業をしないといけない土地です。ですので、今回は畜産に用途変更するための転用という形です。よって水利の同意書についても農地としての水の利用と変わりありませんので不要です。

会長 色々な意見がでましたので、気が付いたことがあればアドバイスしてあげてください。

会長 よろしいですか。他に質問等ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第25号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第25号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして令和6年議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第26号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇さんに退席していただく必要があるのですが、議長いかがでしょうか。

会 長 事務局として同席してもらう必要がありますので、退席は結構です。

事 務 局 それでは、議案書を朗読させていただきます。令和6年議案第26号3件について朗読する。議案第26号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員に報告していただく予定でしたが、本日欠席の為、事務局より報告させていただきます。

 現在、水ナスを作付けしており問題ございません。以上です。
続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしく願いいたします。

〇〇委員 報告させていただきます。貸り手の父が亡くなり、たまに鋤に来てはいましたが、草が凄くなってきており、隣地所有者である借り手に作ってくれないかと声をかけたところ、作りますという事で話がまとまりました。何も問題ないかと思えます。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 3につきましては、後ほど事務局より説明させていただきますが、まずNo. 1、No. 2につ

事務局 いての補足説明をさせていただきます。

No. 1につきましては、委員より報告がありましたが、5年前に初めて賃貸借し、今回は再設定となります。借り手につきましては、市外在住ですが、37歳とまだまだ若く、今後ますますの営農を期待したいと思います。

続きましてNo. 2ですが、報告にもありましたが、設定地は、借り手の所有地の隣接地で、貸し手の農地縮小化により今回の申請となり、来年から水田として復活する予定です。

続きましてNo. 3ですが、皆様ご存知の営農型太陽光発電用地でございます。農業会議職員よりミョウガ、アスパラの植え付け程度では転用の許可は難しいので、許可が下りるよう指導してするようと言われておりましたので、今後の営農方針について全国より情報収集した結果、サカキの植え付けが最適となりました。

〇〇氏の栽培は難しいという事で、〇〇市で実績のある業者より今回の借り手を紹介していただきました。利用権設定許可後150本程度のサカキを植え付けする予定です。植え付けが完了しましたら、再度、転用申請する予定ですのでよろしくお願ひします。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 1ですが、借り手は専業農家ですか。他にも借りていますか。

事務局 専業農家です。利用権設定はここだけです。

会長 No. 3ですがいつごろ植え付け予定ですか。サカキはすぐに商品になるんですか。

事務局 許可が下りれば、来週の連休にも植え付ける予定です。商品にできるには3年です。3年後の次の申請の時からは収穫出来ていくと思います。農業会議からもサカキの栽培について提案があり、かなり調べまして、〇〇市でとても大きくサカキを栽培している業者を見つけました。そこから紹介していただきました。

会長 わかりました。特に問題ないと思います。他に質問等ございませんか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第26号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第26号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 続きまして、令和6年報告第16号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和6年報告第16号3件について朗読する。報告第16号について事務局より作付け状況について報告させていただきます。

 No. 1につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。ハウスでグラジオラス等の花を栽培していましたので問題ありません。

 No. 2につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。みかん等の果樹を植えていましたので問題ありません。

 No. 3につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。①番は、田すきを行っていました。②番は、水稲を行っていましたので問題ありません。以上です。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。特に発言がないようですので、以上で報告第16号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職務代理

どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして9月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、10月8日（火）場所は、市役所本庁 2階 大会議室です。お間違えのないようよろしくお願いいたします。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時10分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和6年9月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____